

出願資格

【3年次編入】仏教学部、文学部、経済学部、法学部、経営学部、グローバルメディア・スタディーズ学部

※（８）の該当者は必ず出願資格審査を受けること。

- （１）大学を卒業した者または2020年3月卒業見込みの者
- （２）他大学に2年以上在学した者または在学中の者で、かつ、50単位以上を修得している者または修得見込みの者
- （３）駒澤大学に2年以上在学し退学した者または除籍された者で、かつ、50単位以上を修得している者
- （４）大学評価・学位授与機構から学士の学位を取得している者または取得見込みの者
- （５）短期大学を卒業した者または2020年3月卒業見込みの者
- （６）高等専門学校を卒業した者または2020年3月卒業見込みの者
- （７）専修学校の専門課程（文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）または2020年3月修了見込みの者
- （８）外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者または修了見込みの者（日本の大学・短期大学に相当する学校を修了した者に限る）
- （９）高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者または修了見込みの者

【2年次編入】文学部（英米文学科、歴史学科、社会学科社会学専攻、心理学科）グローバルメディア・スタディーズ学部

※（８）の該当者は必ず出願資格審査を受けること。

- （１）大学を卒業した者または2020年3月卒業見込みの者
- （２）他大学に1年以上在学した者または在学中の者で、かつ、30単位以上を修得している者または修得見込みの者
- （３）駒澤大学に1年以上在学し退学した者または除籍された者で、かつ、30単位以上を修得している者
（ただし退学または除籍後3年以内で、在学中に所属していた学部（学科）へ出願する場合は、再入学に関する規定による）
- （４）大学評価・学位授与機構から学士の学位を取得している者または取得見込みの者
- （５）短期大学を卒業した者または2020年3月卒業見込みの者
- （６）高等専門学校を卒業した者または2020年3月卒業見込みの者
- （７）専修学校の専門課程（文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）または2020年3月修了見込みの者
- （８）外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者（日本の大学・短期大学に相当する学校を修了した者に限る）または修了見込みの者
- （９）高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者または修了見込みの者

医療健康科学部

- （１）基礎資格（次のいずれかに該当する者）
 1. 診療放射線技師養成に係わる短期大学（修業年限3年）を卒業した者または2020年3月卒業見込みの者
 2. 診療放射線技師養成に係わる専修学校の専門課程（修業年限3年）を修了した者または2020年3月修了見込みの者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- （２）4年次への編入学
上記基礎資格を満たし、かつ医療健康科学部の開講科目としての認定単位数が97単位以上である者

出願手続

出願資格審査（仏教学部、文学部、経済学部、法学部、経営学部、グローバルメディア・スタディーズ学部）

※「出願資格審査」は無料です。この審査は、出願の可否を審査するもので、単位確定を審査するものではありません。
また、この審査は必須ではありません。

【申請期間】

- ・申請期間：2019年9月17日（火）～9月20日（金）
- ・結果通知（予定）：10月中旬
- ・入試方法：編入学試験／社会人編入学試験

【申請手順】

1. 事前相談
出願資格審査を希望する方は、8月22日（木）～8月28日（水）に、ホームページに掲載されている出願資格審査申請書と出願にあたっての懸念事項を下記のアドレスに送信すること。
2. 申請期間・申請方法
事前相談終了後、申請期間内に、申請書類一式を提出すること。郵送の場合、表面に「審査用」と記載のあるものを使用し、簡易書留速達郵便で送付すること。
3. 申請書類（全て和訳を添付すること）
申請書類は、原則としてA4サイズに統一してください。提出書類等は、どのような事情があっても返却しません。

- (1) 出願資格審査申請書（本学所定用紙）
- (2) 最終出身学校等の教育内容等
 - ・学校案内、学則、カリキュラム、卒業に必要な総授業時間等が客観的に確認できる書類
- (3) 学歴の証明書
 - ・最終出身学校等の「卒業（見込）証明書および成績証明書」
- (4) 2020年4月1日時点で26歳以上だと証明できる公的書類（社会人編入学試験希望者のみ）
- (5) パスポート（外国籍の方）

上記以外に、本学が審査に必要と判断した書類の提出を求めることがあります。

4. 審査方法・結果通知

提出された申請書類により審査を行い、申請者宛に郵送で結果を通知します。出願資格を認められた方には、認定書を交付します。出願時に、認定書の写しを出願書類と併せて提出すること。

5. その他

学習歴等が「修得見込み」で入学資格の認定を受けた方が、認定を受けた年度内に当該学習歴等の修得に至らなかった場合、入学資格の認定は取り消しとなります。

6. 事前相談・申請書類送付先

駒澤大学 入学センター入試広報課出願審査係 宛

〒154-0012 東京都世田谷区駒沢1-17-28 大学会館246 入学センター

電話：03-3418-9048 E-mail：nyugakukoho@komazawa-u.ac.jp

事前相談：問い合わせ受付時間：[平日]10:00～17:00 [土曜日]9:00～12:00

※来校の際は必ず事前にご連絡ください。

出願資格審査（医療健康科学部）※「出願資格審査」は無料です。（必須）

- (1) 「出願資格審査」において、出願資格を満たしていると認められた者のみ、本試験へ出願できます。
- (2) 「出願資格審査」により出願資格を満たした者は、所定の期日までに本試験へ必ず出願していただきます。

出願資格審査必要書類（証明書類は出願3か月以内に作成されたものに限る）

- (1) 出願資格審査願書（本学所定用紙）
- (2) 成績証明書（単位数が明記されているもの）
- (3) 履修証明書（成績証明書に修得見込みの表記がある場合は不要）
修得見込みの単位数が明記されているものを提出すること。
（履修証明書として発行されていない場合は、履修登録票など履修科目、単位数が明記されているものでも可）
※（2）成績証明書、（3）履修証明書は複数の大学・短期大学に在学していた者は、各大学・短期大学毎に提出すること。出願時に提出されない場合、認定対象外となる。
- (4) 講義要項・講義内容（シラバス）
本学所定用紙に貼付のこと。修得（見込）科目の全ての内容が記載された講義要項または講義内容がわかる資料を添付すること（ただし、駒澤短期大学出身者は不要）。
※講義要項・講義内容（シラバス）等の提出について
書類作成に時間が必要と思われるので、早めに講義要項・講義内容（シラバス）を取り揃えること。
①単位数と講義内容が明記されたものを提出すること。
②複数の大学・短期大学等で単位を修得した者（見込含む）は、各大学・短期大学等ごとに単位数と講義内容が明記されたものを提出すること。
- (5) 卒業（見込）証明書
- (6) 専修学校等が発行する「専門課程・高等学校専攻科修了（見込）証明書」（本学所定用紙） ※該当者のみ提出
（注意事項）
※外国籍の方は「住民票」（在留資格および在留期間が記載されたもの）を提出すること。
※氏名の変更により、証明書等と入学試験志願票の氏名が同一ではない場合は、同一人物であることを公的に証明できる書類（戸籍抄本等）を提出すること。

編入学試験（全学部）

出願書類（証明書類は、出願3か月以内に作成されたものに限る）

全学部共通 ※医療健康科学部への出願者は（1）、（2）のみ

- (1) 入学試験志願票（A票）
上半身正面脱帽無背景のカラー写真（縦4cm×横3cm）を貼付すること。受験時に眼鏡を着用する者は、必ず眼鏡をかけた写真を使用すること。
- (2) 入学試験志願票副票（S票）
- (3) 志望理由書（本学所定用紙）
800字（横書400字2枚）程度、本人自筆にて作成すること。
- (4) 成績証明書（単位数が明記されているもの）
※在学されている方は当年の前期分まで、卒業されている方は全課程分を提出すること。
- (5) 履修証明書（成績証明書に修得見込みの表記がある場合は不要です。）
※在学されている方は当年の後期分まで、卒業されている方は全課程分を提出すること。
※休学中で履修証明の提出ができない方は休学していることがわかる証明書を提出すること。
修得見込みの単位数が明記されたものを提出すること。
※（4）成績証明書、（5）履修証明書は複数の大学・短期大学等に在学していた者は、各大学・短期大学毎に提出すること。出願時に提出されない場合、認定対象外となる。
- (6) 「卒業（見込）証明書」または「在学（在籍）証明書」
大学・短期大学・専修学校等に在学中の者で卒業年次生は「卒業見込証明書」を、卒業年次生以外は「在学（在籍）

- 証明書」を提出すること。
- (7) 専修学校および高等学校等が発行する「専門課程・高等学校専攻科修了（見込）等証明書」（本学所定用紙）
※該当者のみ提出
 - (8) 大学評価・学位授与機構が発行する「学位授与証明書」または「学位授与申請受理証明書」
※該当者のみ提出
 - (9) 受験資格認定書
※該当者のみ提出

【外国籍の方は以下4点の書類も提出すること】

- ・ 学歴書（本学所定用紙）
- ・ 日本語能力調査書（本学所定用紙）
- ・ 住民票（在留資格および在留期間が記載されたもの）（日本国内に居住する外国人出願者の方のみ）
- ・ 留学経費支弁計画および経費支弁書（本学所定用紙）
本学への留学期間中の諸経費支弁の方法について記入すること（公的機関による証明は不要）。
※本人以外が支弁する場合は、経費支弁者本人の直筆署名・捺印を必ずもらうこと。
※奨学金受給者は奨学金受給証明書もあわせて提出すること。

【外国の大学および短期大学を修了した者は以下4点の書類も提出すること】

- ・ 講義要項・講義内容（シラバス）およびその和訳
- ・ 成績証明書の和訳
- ・ 履修証明書の和訳
- ・ 1単位あたりの授業時間数が明記されている書類（学則の単位付与に関する部分の写し等）およびその和訳

(注意事項)

※合格者は、講義要項・講義内容（シラバス）、教職関係書類等を提出すること。

※外国籍の者は在留資格および在留期間が記載されている「住民票」を居住している市町村区役所から取り寄せ1通提出すること。

※氏名の変更により証明書等と入学試験志願票の氏名が同一ではない場合は、同一人物であることを公的に証明できる書類（戸籍抄本等）を提出すること。

診療放射線技師免許について（医療健康科学部診療放射線技術科学科）

診療放射線技師の業務を行うためには、卒業した上で国家試験に合格し、診療放射線技師免許を取得する必要があります。また、その免許については、以下のような欠格事由に関する法令があります。

診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）

（欠格事由）

第四条 次に掲げる者には、前条の規定による免許（第二十条第二号を除き、以下「免許」という。）を与えないことがある。

- 一 心身の障害により診療放射線技師の業務（第二十四条の二各号に掲げる業務を含む。同条及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。）を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 診療放射線技師の業務に関して犯罪又は不正の行為があつた者

診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年八月九日 厚生省令第三十三号）

第一章 免許

（法第四条第一号の厚生労働省令で定める者）

第一条 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第一号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により診療放射線技師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。